

2024年3月10日 四旬節第四主日礼拝説教
「裁きではなく救うために」(ヨハネ3章14～21節)

○ヨハネ3章1～18節について

救い主イエスが「ニコデモという人」(1節)と〈命の生まれ変わり〉のことを話した後、ご自身を示し、「神の独り子のうちに、裁きからの救いと新たな命がある」と教えられた。

「神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。独り子を信じる者が一人も滅びないで、永遠の命を得るためである。」(16節)

☆造り主なる神は、世にある〈すべての人〉を愛しているが人のもつ背きの心、神を信じない罪には、正しく報われる。

☞神は、たとえ背きのゆえであっても、ご自身の愛する者をだれも裁きたいとは思われず、ただ救いたいと願う御方。

※人を愛し罪を憎む神が、救いのため与えた神の独り子

今日のみことば：ヨハネ3章17節

「神が御子を世に遣わされたのは、世を裁くためではなく、御子によって世が救われるためである。」

キリストが世に来たのは、そこで生きる〈すべての人〉を裁くのでなく、ご自身が人の身代わりとして裁かれ、わたしたちを救うために、十字架の上で神から見捨てられるため。

★あなたのため、神により裁かれ、救われなかった神の子イエスを信じて赦されることが、父の御心、喜びなのだ。

「父は別の弁護者を遣わして、永遠にあなたがたと(共におらせる)」(ヨハネ14章16節)

「わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる。」(マタイ28章20節)

⇒これからも神は、みことばと聖霊をとおして、キリストをあなたの心に遣わされ、「神の独り子の御姿を仰ぎ見て、ここに示された〈わたしの愛〉に応えよ」と招かれる。

※神の独り子が下された裁きのうちに、あなたの救いはある